

## 長崎+A1:K58市立滑石小学校育友会会則(案)

### 第一章 総 則

- 第一条 この会は、長崎市立滑石小学校育友会といいます。
- 第二条 この会は、滑石小学校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する教職員で組織します。
- 第三条 この会は、保護者と教職員が協力し、家庭・学校・地域社会における児童の心身の成長発達を図るとともに、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とします。
- 第四条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。
- 1) 学校教育の理解と協力を努めます。
  - 2) 会員相互の研修と融和を図ります。
  - 3) 児童の健康増進を図ります。
  - 4) 児童の生活環境をよくします。
  - 5) その他会の目的達成に必要な事業を行います。

### 第二章 役 員

- 第五条 この会の役員は、次のとおりです。
- 1) 会 長 1名(場合によっては2名)
  - 2) 副会長 若干名(庶務を兼務する。)
  - 3) 顧 問 1名
  - 4) 理 事 学年委員長・事業部長・教職員(うち、教頭・教務主任を含み、他に各学年・担任外の教職員より1名代表を推薦する。)
  - 5) 学級委員 各学級4名(うち、学級担当1名、事業部担当3名)
  - 6) 会 計 2名(保護者側を正とし、学校側を副とする。)
  - 7) 庶 務 1名(学校側)
  - 8) 会計監査 2名
- 第六条 役員を選出は、次によります。
- 1) 会長・副会長・会計監査は、役員会で選出し、総会の承認を受けなければなりません。
  - 2) 会長は原則1名とするが、執行部役員改選時に決まらなかった場合は、副会長より1名または2名選出し、最大2名体制で行う。
  - 3) 顧問には、校長をあて、会長が委嘱します。
  - 4) 会計は、会長が委嘱し、総会の承認を受けなければなりません。
  - 5) 会長・会計監査は、他の役員を兼任することはできません。
  - 6) 各学年正・副委員長は、各学年の学級委員から選出します。
  - 7) 各事業部正・副部長は、各事業部委員で選出します。
  - 8) 教職員の理事は、会長が委嘱します。
- 第七条 役員の任務は、次のとおりです。
- 1) 会長は、この会を代表し、会務を総括します。
  - 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行します。
  - 3) 顧問は、会長の諮問に応じます。
  - 4) 理事は、会務の執行をします。
  - 5) 学級委員は、会員を代表し、重要事項の議決をします。
  - 6) 会計は、この会の会計事務を行います。
  - 7) 会計監査は、この会の会計事務を監査し、総会に報告します。

### 第三章 会 議

第八条 この会の会議は次のとおりです。

- 1) 総会は、本会最高の議決機関で、毎年1回年度初めに会長が招集し、ただし、会長が必要と認めたとき、または、役員会の要請があったとき、臨時に招集することができます。
- 2) 役員会は、総会につぐ議決機関で、会長・副会長・顧問・庶務・会計・会計監査・理事・学級委員で構成し、総会で議決された委任事項及び予算その他重要事項を審議し決定し、原則として月1回開催します。ただし、会長が必要と認めたとき臨時に招集することができます。会計監査は、議決には加わらないこととします。
- 3) 理事会は、会長・副会長・顧問・庶務・会計・会計監査・学年委員長・事業部部長・学校側理事で構成し、必要に応じて会長が招集し、役員会より付記された案件、その他緊急を要する案件等を審議し、執行します。
- 4) 学年部会は、適宜学年委員長が招集し、必要事項を審議します。
- 5) 学級部会は、学級委員長が招集し、授業参観・学級懇談などの行事を行います。原則として、月1回開きます。
- 6) 必要に応じて、会長の承認を得て、理事会・役員会に役員以外の会員が出席できます。
- 7) 各事業部会は、事業部長が招集し、必要事項を審議します。

### 第四章 会 計

第九条 この会の経費は、つぎにより賄います。

- 1) 会費
- 2) その他の収入

第十条 会費は、定められた金額を徴収します。

第十一条 この会の会計は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わります。

第十二条 この会の予算・決算は、役員会の審議を経、総会の承認をうけなければなりません。

### 第五章 附 則

第十三条 この会は、教育団体であるので、宗教や政党の色彩は、全くありません。

第十四条 この会は、第四条の事業を行うため、事業部を設けます。

細則は、別に定めます。

第十五条 この会の会則修正は、総会の議決を必要とします。

規約改正

平成6年度5月総会にて第二章第五条 2項 副会長2名を若干名に改正

平成15年度5月総会にて第二章第五条 7項 庶務を2名に改正

平成30年度5月総会にて第二章第五条 5項 各学級5名を4名に 事業部担当4名を3名に改正

令和元年度5月総会にて第二章第五条 2項、4項、7項および第六条3項、4項を一部改正

令和5年度4月総会にて第二章第五条 1項、および第六条2項を一部改正